

## 地球温暖化対策実行計画に係る指標の見直し等について

## 1 地球温暖化対策実行計画の進行管理指標等

高松市地球温暖化対策実行計画は、平成29年に改定し、計画期間を2017年から2030年までの14年間としている。計画の進行管理指標については、4年ごとに見直しを検討することとしており、本年が見直しを検討する年となっている。また、計画を取り巻く情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

## ※参考 地球温暖化対策実行計画 計画の期間 抜粋

計画の進行管理指標については、4年ごとに見直しを検討することとします。また、計画を取り巻く情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 計画策定時の市、国、県の計画の状況

	計画	計画期間等	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高松市	地球温暖化対策実行計画	H29.3改定 H29(2017)～R12(2030) 進行管理指標を4年ごとに見直し		★				★	
			指標見直し						
国	地球温暖化対策計画	H28.5.13閣議決定 H28(2016)～R12(2030) 3年ごとに計画の見直しを検討		★			★		
			計画見直し						
香川県	地球温暖化対策推進計画(第3次)	H27.12策定 H28(2016)～R2(2020) 計画期間5年間	★					★	
			第4次計画策定						

## 2 計画改定後の情勢の変化

## (1) 適応策

平成30年12月1日に気候変動適応法が施行され、同法の中で、市町村においては、気候変動適応計画の策定が努力義務とされた。

## ○ 適応策

既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害の回避・軽減対策

## ○ 気候変動適応法

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。